明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表七の二の表を次のように改める。

別表七の二　連結欠損金等の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結事業年度	控除未済連結欠損金額（前期の(5)）又は(11)	(1)のうち特定連結欠損金額（前期の(6)）又は（11の内書）	当期控除額（別表七の二付表一「8」）	(3)のうち特定連結欠損金額（別表七の二付表一「5」）	翌期繰越額 (1)－(3)	(5)のうち特定連結欠損金額 (2)－(4)
	1	2	3	4	5	6
・　・ ・　・	円	円	円	円		
・　・ ・　・					円	円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						
当期分 連結欠損金額（別表四の二「52の①」）			連結欠損金の繰戻し額			
合　計						

控除未済連結欠損金額の調整計算

連結事業年度	調整前の控除未済連結欠損金額（前期の(5)）	連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額（別表七の二付表二「3」の計）	控除未済連結欠損金額の調整額 加算額（別表七の二付表二「6」の計」＋「13の計」）	控除未済連結欠損金額の調整額 減算額（別表七の二付表二「19」の計」）	控除未済連結欠損金額（(7)＋(9)－(10)）又は(8)
	7	8	9	10	11
・　・ ・　・	内　円	内　円	内　円	内　円	内　円
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内	内

更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算

連結欠損金の当期控除額（3の計）	12	円	民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金及び解散の場合の欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表四「10」の合計）	15	円
更生欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「11」の合計）	13				
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「23」の合計）	14		連結欠損金等の当期控除額の合計額 (12)＋(13)＋(14)＋(15)	16	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）